

収益事業の種類を定める告示の改正について

「私立学校法第26条第2項の規定に基づく学校法人等の行うことのできる収益事業の種類」（平成28年6月10日大阪府教育長告示第1号）を下記のとおり改正する予定。

○ 改正の趣旨

私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）が令和5年5月8日に公布されたこと等に伴い、収益事業に係る根拠法令にかかる条番号等が変更されることに伴う規定の整備を行うもの。

○ 改正の内容

旧	新
<p>私立学校法第26条第2項の規定に基づく学校法人及び同法第64条第4項の法人の行うことのできる収益事業の種類を次のように定め、平成28年6月10日から実施し、平成28年4月1日から適用する。</p> <p>第1 私立学校法第26条第1項の規定により大阪府知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業（当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、第2に掲げるものであって、次のいずれにも該当しないものでなければならない。</p> <p>1—6 （略）</p> <p>第2 収益事業の種類は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）により定めるもののうち、次に掲げるものとする。</p> <p>1—18 （略）</p> <p>第3 （略）</p>	<p>私立学校法第19条第2項の規定に基づく学校法人及び同法第152条第5項の法人の行うことのできる収益事業の種類を次のように定め、令和7年4月1日から適用する。</p> <p>第1 私立学校法第19条第1項の規定により大阪府知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業（当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、第2に掲げるものであって、次のいずれにも該当しないものでなければならない。</p> <p>1—6 （略）</p> <p>第2 収益事業の種類は、日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）により定めるもののうち、次に掲げるものとする。</p> <p>1—18 （略）</p> <p>第3 （略）</p>

○ 施行日

今後、大阪府における改正手続きを行い施行予定。